



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 公安委員会規則
- *14 特例施設占有者の指定等に関する規則
- 告示
- 1341 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)
- 1342 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 1343 救急病院の認定 (医務課)
- 1344 地域森林計画の案の縦覧 (林業振興課)
- 1345 保安林の指定 (森林整備課)
- 1346 " (")
- 1347 " (")
- 1348 " (")
- 1349 基本測量の実施 (技術調査課)
- 1350 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 1351 道路の区域変更 (")
- 1352 新道路の供用開始等 (")
- 1353 道路の区域変更 (")
- 1354 新道路の供用開始等 (")
- 1355 道路の区域変更 (")
- 1356 新道路の供用開始等 (")
- 1357 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1358 道路の位置の変更 (")
- 1359 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)
- 公安委員会告示
- *62 遺失物法施行規則の規定に基づく指定特例施設占有者に関する公示をする掲示場
- 公告
- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
- 監査公表
- 監査公表第38号
- 監査公表第39号
- 監査公表第40号
- 諸報
- 拾得物件公告 (和歌山県和歌山西警察署)

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第14号

特例施設占有者の指定等に関する規則を次のように定める。

る。

平成19年12月7日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)第17条の規定に基づく遺失物法施行令(平成19年政令第21号。以下「令」という。)第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 和歌山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、令第5条第5号の規定による指定(以下「指定」という。)をしたときは、指定通知書(別記様式第1号)により、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)第28条第1項の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書(別記様式第2号)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書(別記様式第3号)を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書(別記様式第4号)を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消しをしたときは、指定取消通知書(別記様式第5号)により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

2 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書(別記様式第6号)を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料

の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書
(別記様式第7号)により行うものとする。

(指示書による指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示は、指示
書(別記様式第8号)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあつた下記の施設に係る遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

和歌山県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあつた下記の施設に係る遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

理 由

年 月 日

和歌山県公安委員会



(教示)

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会 (和歌山県警察本部会計課経由) に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第 3 号 (第 2 条関係)

第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書


遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第 28 条第 4 項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 2 施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

和歌山県公安委員会 

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

第 号

特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した
下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第 29 条
第 2 項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)
- 3 変更の届出があつた事項

年 月 日

和歌山県公安委員会



備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第5号(第4条関係)

第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

取消年月日

年 月 日

理由

年 月 日

和歌山県公安委員会 印

(教示)

この処分取消しの訴えは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考

- 1 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第 6 号 (第 4 条関係)

第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 取 消 公 示 書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

和歌山県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第 7 号 (第 5 条関係)

第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第25条第1項 第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり 報 告 資 料 の 提 出 を 求 め る。 保 管 物 件 の 提 示

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

和歌山県公安委員会 印

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会 (和歌山県警察本部会計課経由) に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第 8 号 (第 6 条関係)

第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第26条第1項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第26条第2項

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

指示事項

指示をする理由

年 月 日

和歌山県公安委員会 印

(教示)

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会 (和歌山県警察本部会計課経由) に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

告 示

和歌山県告示第1341号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山市湊1850番地

名称 住友金属工業株式会社和歌山製鉄所(海南)

氏名 所長 田中丸和男

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 海南市船尾260番地の100

名称 住友金属工業株式会社和歌山製鉄所(海南)

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年12月7日から平成19年12月28日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1

種 類	第61号ニ		
基 数	1基		
能 力	50.8 t/H		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後6か月		
使用開始予定年月日	工事完成後		
使用時間の間隔	24時間連続		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の	通常	最大	
	pH	6-8	6-8
	COD(mg/ℓ)	10	10

値及び最大の値	SS(mg/ℓ)	15	15
	n-Hex(mg/ℓ)	10	10
	T-N(mg/ℓ)	15	15
	T-P(mg/ℓ)	2	2
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量(m ³ /日)		360	360

別表2

種 類	排水末端処理施設				
能 力	1,200 m ³ /H				
汚水等の処理方式	浮上沈殿高速濾過				
使用時間の間隔	連続				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	許可後				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節変動	なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による	通常	最大			
	処理前	処理後	処理前	処理後	
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	pH	6.0-8.6	6.0-8.6	6.0-8.6	6.0-8.6
	COD(mg/ℓ)	15	10	15	10
	SS(mg/ℓ)	15	10	15	10
	n-Hex(mg/ℓ)	1	1	2	2
	T-N(mg/ℓ)	15	15	15	15
T-P(mg/ℓ)	2	2	2	2	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量(m ³ /日)		19,441	19,441	19,441	19,441

別表3

排水口名		南第1排水口	南第2排水口
排水量(m ³ /日)	通常	19,441	10,140
	最大	19,441	10,140
pH	通常	6.0-8.6	冷
	最大	6.0-8.6	
COD(mg/ℓ)	通常	10	却
	最大	10	
SS(mg/ℓ)	通常	10	用
	最大	10	
n-Hex(mg/ℓ)	通常	1	海
	最大	2	
T-N(mg/ℓ)	通常	15	

	最大	15	水
T-P(mg/l)	通常	2	
	最大	2	

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1342号

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000340	介護サービス さくら	橋本市東家6丁目1番1号 後藤ビル4F	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社ケーエムエンタープライズ	橋本市紀見ヶ丘2丁目10番2号	平成19.12.1	平成25.11.30

和歌山県告示第1343号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 橋本市民病院
- 2 所在地 橋本市小峰台二丁目8番地の1
- 3 有効期限 平成22年12月23日

3 縦覧期間

平成19年12月7日から平成20年1月7日まで

和歌山県告示第1345号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字清水字西之谷532、536、550
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西之谷532・536・550(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1344号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 森林計画区の名称

紀北森林計画区(和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円)

紀中森林計画区(有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円)

紀南森林計画区(田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円)

2 縦覧場所

(1) 紀北地域森林計画(和歌山県農林水産部森林・林業局 林業振興課、海草振興局産業振興部林務課、那賀振興局産業振興部林務課及び伊都振興局産業振興部林務課)

(2) 紀中地域森林計画(和歌山県農林水産部森林・林業局 林業振興課、有田振興局産業振興部林務課及び日高振興局産業振興部林務課)

(3) 紀南地域森林計画(和歌山県農林水産部森林・林業局 林業振興課、西牟婁振興局産業振興部林務課及び東牟婁振興局産業振興部林務課)

和歌山県告示第1346号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字寒風1

572の1、1573、1574の1、1575、1576の1、1577、1578の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1347号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字古屋字瀧谷383から385まで、385の15から385の18まで、386、387
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字瀧谷385・385の15から385の18まで・386・387(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1348号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町小森川字奥番454、4

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1349号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間 平成19年12月10日から平成20年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町・東牟婁郡那智勝浦町

和歌山県告示第1350号

平成19年和歌山県告示第172号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち、東牟婁郡北山村大字大沼字津越460番1地先から同村大字大沼字津越461番4地先までの延長90.25メートルについては、平成19年12月7日から供用を開始する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

田辺市中辺路町石船11番1地内	旧	5.20 } 7.20	76.50
同上	新	11.60 } 14.80	76.50

和歌山県告示第1352号

平成19年和歌山県告示第1351号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年12月7日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡串本町和深字寺之前914番1地先から同町和深字寺之前921番1地先まで	旧	4.70 } 7.60	57.80	
同上	新	7.30 } 14.30	55.50	

和歌山県告示第1354号

平成19年和歌山県告示第1353号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年12月7日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市新庄町212番地内	旧	9.50 } 10.50	37.00	
同上	新	11.90 } 14.70	37.00	

和歌山県告示第1356号

平成19年和歌山県告示第1355号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年12月7日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1357号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 所名 氏	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2972	御坊市島宇船屋816番地1の一部	御坊市湯川町富安1960番地1 西崎進	平成 19.11.28	6.00	76.31

和歌山県告示第1358号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により平成9年6月4日に指定した道路の位置を、次のとおり変更した。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更した道路の 指定番号	指 定 位 置	申 請 者 所 名 氏	変 更 年 月 日	道 路	
				幅 員 メー ト ル	延 長
					メー ト ル

939	田辺市下万呂字久保田630-2の一部、635-2の一部	田辺市下万呂301番地の1 初山正己	平成 19.11.7	4.00 5.10	8.00 36.80	8.80 24.96
-----	-----------------------------	-----------------------	---------------	--------------	---------------	---------------

和歌山県告示第1359号

ウォータージェット切断システムの売買契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る物品の名称及び数量
ウォータージェット切断システム
1式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成19年11月22日
- 落札者の氏名及び住所
関東物産株式会社 大阪営業所
大阪市西区江戸堀1丁目26番20号
- 落札金額
35,490,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,690,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成19年10月5日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第62号

遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)第28条第4項の規定に基づく指定特例施設占有者に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項、規則第29条第2項の規定に基づく指定特例施設占有者の公示に係る事項の変更の届出があった旨及び規則第30条第2項の規定に基づく指定特例施設占有者の指定を取り消した旨を公示する掲示場を次のとおり定め、平成19年12月10日から施行する。

平成19年12月7日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部庁舎前

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成19年10月20日以降無効とする。

平成19年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
20リットル券	船舶	8783252	1枚	平成19年3月7日から 平成19年9月6日まで	紀南県税事務所	平成19年10月20日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成19年8月22日、23日及び24日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年12月7日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅井 修一郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
知事室	平成19年8月24日
総務部	"
企画部	平成19年8月22日
環境生活部	平成19年8月23日
福祉保健部	平成19年8月24日
商工観光労働部	平成19年8月23日
農林水産部	"
県土整備部	平成19年8月22日
出納局	平成19年8月24日
県議会	平成19年8月22日
人事委員会	"
労働委員会	"

選挙管理委員会	平成19年8月24日
監査委員	"
教育委員会	平成19年8月23日
公安委員会	平成19年8月22日

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

総務部

県税収入の確保については、県税徴収対策本部の設置や特別徴収チームによる困難事案の整理等、組織的な徴収対策に取り組まれた結果、平成18年度では、県税収入率が96.8%と0.8ポイント増加し、収入未済額（個人県民税を除く。）も前年度に比し約1億2,282万円減少するなどの成果が出ている。今後一層の税込確保及び税負担の公平の確保を図るよう努められたい。

また、個人県民税についても、前年度に比し約7,841万円減少しているが、徴税職員の派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するなど、今後も市町村と連携を図り、収入の確保に努められたい。

(税務課)

環境生活部

橋本市の産業廃棄物不適正処理及び広川町の硫酸ピッチ不法投棄については、代執行を行い、平成16年度から関係者に対して費用の請求を行っているところであるが、平成18年度末における未収金は、約11億2,172万円となっている。早期の回収は、困難と思われるが、今後も未納者の状況把握を十分行い、適正な債権管理を行われたい。

(廃棄物対策課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約3,544万円となっており、前年度に比し約189万円の増加となっている。

ここ数年は毎年増加傾向であるため、今後もより一層、各振興局健康福祉部と緊密な連携を図り、生活保護費の不正受給の未然防止に努めるとともに、徹底した償還指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 児童福祉施設負担金の未収金については、平成18年度に約166万円の未納欠損処理を行うなどにより、平成18年度末で約1,033万円となり、前年度に比し約64万円の減少となっている。

今後も未収金の発生、増加の防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を一層図ると

ともに、過年度分の未収金については未納者の実態把握をし、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比し約36万円減少し、未償還金の回収に努力されているが、平成18年度末でなお、約4,732万円の未償還金がある。

今後も未償還金の回収及び新規の未償還金の発生防止に努めるとともに、貸付時における償還指導の徹底を一層図り、過年度分の未償還金については、電話又は文書による督促、夜間及び休日訪問、未償還者の生活実態による分割償還指導並びに連帯保証人に督促を行うなど、未償還金の回収に努められたい。

(子ども未来課)

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、前年度に比し約96万円減少し、平成18年度末で約1,583万円となっている。

今後も市町村における窓口指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるなど、未償還金の発生を抑止するとともに、母子福祉指導員（償還指導員）を積極的に活用するなど、組織的に取り組み、児童扶養手当返還金の回収に努められたい。

(子ども未来課)

オ 児童福祉施設負担金の平成18年度決算における収入未済額は、約2,436万円であり、前年度に比し約104万円増加している。

今後も新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底をより一層図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握をし、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

カ 知的障害者福祉施設負担金については、収入未済額は、約293万円であり、前年度に比しわずかに減少し、徴収については努力されているが、今後も戸別訪問等により滞納者の実態把握をし、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

キ 特別障害者手当等返還金については、新規の発生防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど、厳格な債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

商工観光労働部

中小企業振興資金貸付金については、競売や任意売却、連帯保証人への徴求等を行って、債権回収に取り組まれているが、前年度に比し約1億2,276万円の増加になっている。平成18年度末における収入未済額は約111億8,705万円と多額である。

今後もこれら延滞債権のうち、現在分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握するとともに、分割納入額の増額交渉を強化し、早期回収に努められたい。

また、延滞先が既に、事業を廃止、倒産又は休業の状態にある場合については、速やかに抵当権の実行、連帯保証人への徴求等を実施し、債権の早期回収を進めるなど、なお一層、債権管理に努められたい。

(償還指導室)

農林水産部

ア 農業改良資金貸付金の未償還金について、過年度分は償還が進んでいるが、新規滞納者の発生等により、平成18年度末で約1,092万円となり、前年度に比し約218万円増加している。

新規滞納者についても、貸付金の保全の委託先である県信用農業協同組合連合会等と連携を図りながら計画的償還の指導に努められたい。

(経営支援課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金について、過年度分は償還が進んでいるが、新規滞納者の発生等により、未償還金合計は、平成18年度末で約2,644万円となり、前年度に比し約8万円増加している。

今後も貸付金の保全の委託先である漁協と連携を図りながら、計画的償還の指導に努めるとともに、新規滞納者の発生防止に努められたい。

(水産振興課)

県土整備部

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成18年度末で約1,670万円が収入未済となっているため、今後も未収金の解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課、道路建設課、河川課)

イ 県土整備部で管理している廃道敷地は、平成18年度末における未処理件数は、14件となっている。

廃道敷地については、今後、払下げ及び現道復帰、資材置き場等有効利用計画等を検討しているところであるが、これらのほか、早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図るとともに、待避所、花壇等として計画的に道路区域に

編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

ウ 平成18年度の県営住宅、特定公共賃貸住宅及び駐車場の調定額の合計額は、約15億円で、平成18年度末の収入未済額は、約2億3,600万円と多額である。

未納者に対しては、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に基づき未収金の回収に努めているところであるが、職員も計画的に訪問するなど、より一層の組織的な取組が必要である。

また、新規の未収金の発生防止を図るとともに、今後も各振興局及び住宅供給公社(委託分)への指導を強化し、債権管理に努められたい。

(住宅環境課)

教育委員会

地域改善対策進学奨学金等の未収金は、平成18年度末で約5億4,793万円と、前年度に比し約6,809万円増加している。

また、特別会計の修学奨励金の未収金についても、約219万円と前年度に比し約198万円増加している。

未納者に対し償還指導に努めているところであるが、今後も一層未納者の現状把握をし、償還指導を行い、未収金の減少に努められたい。

また、今後発生する償還金についても、償還計画の指導により、債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

(2) 上記以外の機関について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成19年8月23日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年12月7日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
社団法人和歌山県観光連盟	平成19年8月23日

ふるさと和歌山わいわい市場運営協議会	"
--------------------	---

2 監査の結果

上記機関について、事務の執行は、適正であると認めた。
 なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成19年8月3日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年12月7日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
- 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監 査 対 象 事 業 会 計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成19年8月3日
和歌山県工業用水道事業会計	"
和歌山県土地造成事業会計	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

医業収益の過年度未収金整理については、未収原因や納入状況に応じて、未収金対策マニュアルを活用し、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

イ 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、雑賀崎地区で2件17,206㎡及び西浜地区で1件12,147㎡の売却を行い、販売に努力されているが、依然、未処分地が約624,000㎡残っている。

今後も、関係諸機関との連携を図り、より一層保有土地の早期処分について努力をされたい。

(2) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年12月7日

和歌山県和歌山西警察署長事務代理
 同副所長 納 屋 光 作

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金217,000円 (裸金) 商品券3枚	平成 19年11月7日	和歌山市西浜 (施設内)